



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年8月2日火曜日 第2795号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	(水産課) ...	603
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	604
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	(都市計画課) ...	604

### 公 告

土地（建付地）の売払い.....	(総務管理課) ...	604
愛媛県営住宅指定管理者の募集.....	(建築住宅課) ...	605

### 告 示

#### ○愛媛県告示第904号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成28年8月2日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 届出事項

(東予地方局管内)

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
今治市宮窪町宮窪1924番地 藤本二郎	今治市宮窪町宮窪2812番地2 村上英司	今治市宮窪町宮窪2812番地6 藤本裕之	宮窪	宮窪町漁業協同組合

(中予地方局管内)

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
伊予市湊町214番地3 大森日出雄	伊予市湊町349番地 亀岡憲孝	伊予市湊町286番地4 日山哲也	伊予	伊予漁業協同組合

(南予地方局管内)

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
大洲市長浜町青島52-1 松下洋一	大洲市長浜町今坊甲521-3 谷上信行	大洲市長浜町出海甲209-3 須藤幸雄	長浜	長浜町漁業協同組合
西宇和郡伊方町亀浦191-1 宮内功	西宇和郡伊方町亀浦544 武内数行	西宇和郡伊方町亀浦427-1 宮本一弘	有寿来	八幡浜漁業協同組合
宇和島市津島町浦知435 木田和伸	宇和島市津島町田風129 武部洋安	宇和島市津島町田之浜1504 山口仁佐夫	下灘第二	下灘漁業協同組合

#### 2 指定漁船調書の縦覧

##### (1) 縦覧期間

平成28年8月2日から16日まで

##### (2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区	東予地方局 産業経済部今治支局水産課
中予地方局管内の加入区	中予地方局 産業経済部水産課
南予地方局管内の加入区	南予地方局 産業経済部水産課八幡浜支局水産課

○愛媛県告示第905号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（数値写真（デジタル）地上画素寸法12・20cm）
- 2 作業期間 平成28年 7 月28日から  
平成29年 3 月10日まで

3 作業地域 四国中央市全域

○愛媛県告示第906号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、八幡浜都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物			予 定 価 格
	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
今治市馬越町一丁目甲138番 1	宅 地	807.99㎡	共 同 住 宅	鉄筋コンクリート造 陸屋根 4 階建	786.87㎡	23,000,000円
			倉 庫	コンクリートブロック造スレート葺平家建	12.50㎡	

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成28年 8 月 2 日（火）から平成28年 9 月13日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部総務管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 （089）912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

#### エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成28年9月13日（火）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

#### (3) 契約条項を示す場所等

##### ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先

(2)イに掲げる場所

##### イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

##### ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成28年8月30日（火）午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

#### 3 入札及び開札

##### (1) 入札及び開札の日時

平成28年10月4日（火）午前11時

##### (2) 入札及び開札の場所

今治市旭町一丁目4番地9

愛媛県今治庁舎 3階 第2会議室

##### (3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

#### 4 その他

##### (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

##### (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

##### (4) 契約書作成の要否

要

##### (5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

##### (6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

##### (7) その他

詳細は、入札心得書による。

#### ○公 告

##### 愛媛県営住宅指定管理者の募集について

愛媛県営住宅の指定管理者を次のとおり募集する。

平成28年8月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

##### 1 施設の概要

愛媛県中予地方局管内の愛媛県営住宅（団地内にある集会所や駐車場等の共同施設を含む。以下県営住宅という。）

##### 2 指定管理者の業務

## (1) 入居者管理業務

入居募集、申込受付、入居順位決定（抽選）、入退居手続、各種届出受理、各種申請書の受理及び審査、入居者指導等

## (2) 収納等管理業務

家賃徴収、敷金徴収、口座振替手続、収入申告受付、収入認定補助、家賃滞納督促等

## (3) 施設管理業務

緊急修繕及び一般修繕、空家修繕（退去修繕）、計画修繕（別途指示するもの）、保守点検（法定点検含む）、日常点検等

## (4) その他管理業務

駐車場管理、自治会指導、相談及び苦情処理等

## 3 管理の基準

県営住宅の管理運営基準について、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）等の趣旨を十分に理解、尊重のうえ住民サービスの向上と経費の縮減、業務の効率化を図りつつ、適正な業務水準を確保すること。

## 4 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間（予定）

## 5 申請資格等

## (1) 申請資格

申請資格を有するものは、指定期間中、適切に県営住宅の管理を行うことができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のすべての要件を満たすものであること。

ア 愛媛県内に事務所を有する、又は設置しようとする法人等であること。

イ 申請時に300戸以上の賃貸住宅の管理実績（入退去事務を含む。）があること。

ウ 次のいずれにも該当しないものであること。

(ア) 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により、県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

(ウ) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

(エ) 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

(オ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(キ) 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

(ク) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれ

かに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

## (2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

## (3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は平成28年8月15日（月）から8月23日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

## 6 指定管理者の選定方法等

## (1) 選定基準

ア 県営住宅における県民の平等な利用を確保できるものであること。

イ 県営住宅の設置の目的を効果的に達成することができるものであること。

ウ 県営住宅の管理経費の縮減が図られるものであること。

エ 県営住宅の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

## (2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

## 7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

## (1) 指定管理者指定申請書

## (2) 県営住宅の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

## (3) 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書

## (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

## (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書

## (6) 申請者の概要を記載した書面

## (7) 役員名簿

## (8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書

## (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

## (10) 印鑑証明書

## (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

## 8 申請期間

平成28年8月25日（木）から9月1日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

- 9 募集要項の請求先及び申請書の提出先  
愛媛県土木部道路都市局建築住宅課公営住宅係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
電話番号 (089)912 2759
- 10 その他  
詳細は、募集要項による。